

第 10 期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨及び目的

この実施要領は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に基づき、高齢者福祉サービス及び介護保険を総合的に展開することを目的として、「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定するための策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するため、第 10 期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要事項を定めるものとする。

2. 事業内容

(1) 業 務 名：第 10 期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
策定支援業務委託（以下「本業務委託」という。）

(2) 履行場所：日向市健康福祉部 高齢者あんしん課

(3) 履行期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 概 要：現行の第 9 期計画が令和 8 年度に終了するため、現計画の課題分析、評価及び日向市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等において示された高齢者のニーズや高齢者を取り巻く環境及び介護保険の利用推移等を分析し、今後の高齢者（被保険者数）の動向を視野に入れながら、将来の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、第 10 期計画の具体的な取組内容やその目標等、施策の提案を行う。また、第 10 期計画と一体的に策定する認知症施策推進計画の策定支援を行う。

(5) 仕 様：別添第 10 期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書のとおり。仕様書は、最低限度の内容を参考として示すものであり、提案者の提案内容を制限するものではない。

(6) 事 業 費：5,600,000 円以内（税込み）

※契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す金額

※提案書に基づく業務委託のすべて、日向市等との打ち合わせに関する費用を含むものとする。

3. 委託予定者選考方法

日向市プロポーザル方式実施要綱第 2 条（4）公募型プロポーザル方式により選考する。

4. 提案者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者であること。
- (4) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務委託の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 役員等が日向市暴力団排除条例(平成 23 年日向市条例第 23 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でない者及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (7) 参加表明書等の提出時において、令和 8 年度日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）に登録されている者であること。
- (8) 令和 2 年度以降に地方自治体が発注した本業務委託と同種の業務を受注した実績がある者であること。

5. 審査基準

別表のとおり

6. プロポーザル実施スケジュール

期間または期日	内 容
4 月 1 日（水）	公告・募集開始
4 月 1 日（水）～4 月 8 日（水）	質問書の提出期間
4 月 10 日（金）	質問回答期日
4 月 1 日（水）～4 月 15 日（水）	参加表明書類の提出期間
4 月 17 日（金）	参加資格通知、提案書等の提出要請
5 月 13 日（水）	提案書等提出期限
5 月 20 日（水）	プレゼンテーション及びヒアリング
5 月 22 日（金）	提案書等特定、結果通知
5 月下旬～6 月上旬	業務内容の最終打合せ、契約

※日付は予定のため変更の場合あり。事前説明会は行わない。

7. 質疑の受付・回答

- (1) 提出期限 令和8年4月1日（水）～4月8日（水）
午前8時30分から午後5時まで（土日祝日は除く）
- (2) 提出方法 電子メールで日向市健康長寿部 高齢者あんしん課宛に送付する。
送付先：kourei@hyugacity.jp ※電話により到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出様式 様式第6号「質問書」による。
- (4) 回答方法 令和8年4月10日（金）までに、電子メールで回答する。
- (5) その他
 - ①表題は、「第10期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に関する質問」と明記すること。
 - ②質問の内容を確認するために、本市から問い合わせる場合がある。
 - ③質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。
 - ④参加希望者に周知すべき質問及び回答については、日向市ホームページに掲載する。
また、質問者へ電子メールにて連絡する。

8. 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和8年4月15日（水）午後4時30分必着
- (2) 提出場所 日向市健康長寿部 高齢者あんしん課
- (3) 提出方法 **【原本】** 持参または到達記録確認可能な郵便（書留郵便、レターパックプラス等）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分まで（土日祝日は除く）
【データ】 電子メールにて提出
- (4) 提出書類 原本1部（クリップ留め）、データ一式
 - ①公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - ②類似業務実績書（様式第2号）
 - ③会社概要書（様式第3号）※資料は日向市ホームページからダウンロードすること。
日向市ホームページ：
<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=260330112807>

9. 参加資格審査・通知

「第10期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、提出された参加表明書等により参加資格を審査する。

提案書等を依頼するのは書類選考のうえ上位3者以内とし、参加資格を満たす者には、令和8年4月17日（金）までに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格審査結果を通知し、提案書等の提出を求めるものとする。

なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(1) 参加資格の喪失について

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当する場合は、本プロ

ポータルに参加することができない。

- ①前記4. の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- ②参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

10. 提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月13日（水）午後4時30分必着
- (2) 提出場所 日向市健康長寿部 高齢者あんしん課
- (3) 提出方法 **【原本】** 持参または到達記録確認可能な郵便（書留郵便、レターパックプラス等）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分まで（土日祝日は除く）

【データ】 電子メールにて提出

- (4) 提出書類 原本1部（クリップ留め）、データ一式

- ①提案書（様式第4号または任意様式）
- ②見積書（任意様式）
- ③工程計画表（任意様式）
- ④配置予定技術者実績調書（様式第5号）
- ⑤配置予定技術者に係る資格証の写し

※資料は日向市ホームページからダウンロードすること。

日向市ホームページ：

<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=260330112807>

- (5) 提案書の作成に関する留意事項

- ①様式4により提出もしくは、別途任意様式により提出することも可とする。その場合の様式規格は、A4規格（横向き可）を基本とし、様式4に記載されている事項及び仕様書等に記載のない自由提案についての提案書を8枚以内で作成すること。
- ②文字サイズは、11pt 以上とする。
- ③図、絵、写真等の使用は、可とする。
- ④用いる言語は、日本語とする。

- (6) 見積書及び工程計画表

提出の様式は特に問わない。

- (7) 留意事項

- ①提案書等提出後の資料追加・訂正は認めない。
- ②提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ③提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。
- ④提出された提案書等は返却しないものとする。

11. プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の実施
- (1) プレゼン等は、令和8年5月20日（水）にWeb会議サービスのZOOMを使用して行うことを予定しているが、詳細については決定次第通知する。
 - (2) プレゼン等の出席者は、本プロポーザルの主任担当者を含み、1者当たり3名以内とする。
 - (3) 提案書等の説明は1者につき20分以内とし、審査委員からの質疑を20分程度とする。
 - (4) 説明は提案書等に記載した内容に限る。
 - (5) プレゼン等は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
 - (6) プレゼン等の順番は、提案書等の提出順とする。

12. 企画提案審査・通知

- (1) 審査会において、審査基準表に基づき、提出された提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、評価点の高い者から順に、優先交渉権者1者、次点交渉権者1者を特定する。
- (2) 企画提案における評価項目及び得点配分は、以下のとおりとする。

・業務経歴	20点
・業務実施体制	20点
・見積額	10点
・基本姿勢	20点
・提案内容	130点
- (3) 提案書等の特定に係る審査対象が1者のみの場合であっても、ヒアリングを実施する。
- (4) 審査評価の合計点が満点の6割に満たない場合は失格とし、最優秀者もしくは次順位者の選定を行わない。
- (5) 最高得点の者が2者以上になった場合は、評価項目中、「提案内容」、「基本姿勢」、「業務実施体制」、「業務経歴」、「見積額」の順で比較し、得点差が生じた時点で、点数の高い者を優先交渉権者とする。なおも同点の場合は、審査会の合議により順位を特定する。
- (6) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知するほか、日向市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。
- (7) 審査結果に関して疑義がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができる。

13. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

14. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本実施要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザ

- ルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に主任担当者が欠席した場合
- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合

15. プロポーザルの中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合がある。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできない。

16. 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

17. その他

- (1) 参加表明書提出以降に辞退する場合は様式7「辞退届」を提出すること。
- (2) 本プロポーザル及び本業務を通じ、著作権法令等の法令を遵守すること。
- (3) 個人情報については、法令に基づき適正に取り扱うこと。
- (4) 本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）の定めるところによるものとする。

18. 問い合わせ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課

TEL 0982-66-1022（直通）／ FAX 0982-56-1423

E-mail kourei@hyugacity.jp

別表

第10期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託
プロポーザル審査基準

評価項目		評価基準
業務経歴	事業実績	これまでの自治体等からの同計画または同種計画策定実績
	技術者能力	これまでの自治体等からの同計画または同種計画策定技術者経験
業務実施体制	業務実施体制	業務遂行に十分な体制を確保し、連絡調整・迅速な対応が可能であるか
	業務スケジュール	スケジュールは現実的かつ実行可能なものとなっているか
見積額		見積額は適切であるか
基本姿勢		介護保険法改正についての理解度は十分か
		日向市の高齢者施策等について、現状と課題を的確に把握しているか
提案内容	提案の的確性	現行計画の評価手法や課題の抽出は的確か
		地域包括ケアシステムの深化・推進等、国の動向に基づく提案であるか
		計画策定に対する考え方や方法について整理されているか
		サービス見込み量推計、介護保険料基準額算出に対する考え方や手法が的確か
	業務の仕様を的確に把握した上での提案となっているか	
	提案の妥当性	計画策定に係る手法や作業手順、実施工程等が無理のないものとなっているか
提案の独自性	目標値と進捗管理の方法等について独自の工夫がされているか	
	その他の関連計画との整合性について独自の工夫がされているか	